

Office News

September, 2021

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



トピックス

小学校休業等対応助成金 ・ 支援金制度の再開

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様を支援するため令和2年度に実施していた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開するとともに、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が直接申請することを可能とする予定であると、厚生労働省から発表されました。概要は次のとおりです。

小学校休業等対応助成金・支援金

令和3年8月1日以降12月31日までに取得した休暇を対象とする予定です。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口

労働局に窓口を設置し、労働者からの「(企業に)この助成金を利用してもらいたい」等のご相談内容に応じて、事業主への小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行う予定です。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによる申請

昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が直接申請できることとする対応も行う予定です。

詳細については、改めて公表するということです。



労務相談Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
弊社では、給与の締め切りは月末、支給日は当月末日としておりますが、残業代については集計の都合上、月末締め翌月末日支給としております。
先日、1人の社員から「このやり方は、労働基準法に定める毎月払いの原則に違反している」と言われたのですが、本当でしょうか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
ご質問の件ですが、給与の支払については5原則(通貨払い、直接払い、全額払い、毎月払い、一定期日払い)が労働基準法で定められており、そのうちの1つが毎月払いの原則です。
この原則があるのは、労働の提供とその対価である給与の支払いまでの間隔があきすぎると、生活の不安を招く

おそれがあるからです。
ただ、この原則は、「その月の労働に対してその月に支払え」と要求しているわけではありません。ですので締日や支給日が就業規則などで定められているべきことは当然ですが、締日を月の途中にしたり、締日から支給日までの間に、不当でない程度の間隔をあげることは許されています。したがって、残業時間の集計に時間がかかる場合、支給日を遅らせるという方法で対処しても問題はありません。
今回のケースのように残業代だけを翌月に支給するというのは、基本給等の他の賃金は当月に支払われているため、生活不安を招くわけではありません。また、残業代を不定期に翌月に遅らせているわけでもありません。したがって、毎月払いの原則には抵触しません。



今月の実務スケジュール

- 社会保険料の改定(当月分控除の場合)
- 下期人事異動の発表
- 制服衣替え、クールビズ終了の準備
- 秋の防災訓練・防火訓練の実施
- 新卒内定者向け教育資料の準備



連絡先

- ◆所在地: 〒573-1121 枚方市楠葉花園町 3-13-201
★京阪本線「樟葉」駅から徒歩9分
- ◆TEL: 072-396-4870 (サンキュー労使ハナマル)
- ◆FAX: 072-396-4780 (サンキュー労使悩まん)
- ◆メール: info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ: <http://sharoshi-hasegawa.com>